

豊中市通所訪問型短期集中サービス業務委託仕様書

1. 業務名

豊中市通所訪問型短期集中サービス業務

2. 目的

要支援認定やフレイルハイリスクと判定された高齢者など、生活機能が低下した高齢者及び一般高齢者に対し、通所と訪問を組み合わせ、短期集中的に保健・医療及び福祉の専門職が指導・介入することにより、対象者の生活機能を改善し、地域において自立した日常生活が可能となることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで。ただし、契約締結日から令和7年（2025年）3月31日までは準備期間とする。

4. 委託内容

本業務において、発注者が受注者に委託する業務は以下のとおりとする。

詳細は「7. 業務詳細」を参照。

- （1）利用者の自立支援と重度化防止を目的として、短期集中的に保健・医療及び福祉の専門職が指導・介入する教室（以下「豊中はつらつ教室」という。）の運営・実施
- （2）豊中はつらつ教室卒業者を対象とした「体力測定会」の運営・実施
- （3）（1）及び（2）に付帯するその他必要な業務

5. サービス対象者

要支援1・2、事業対象者、発注者がフレイルハイリスクと判断した者等

※除外基準該当者：要介護認定、第2号被保険者、自立歩行困難者、通所介護・通所リハビリ・訪問リハビリの利用者

6. サービス概要

① 回数

利用者1人につき概ね3か月間を1クールとして、通所は週1回（計12回）、訪問は通所開始時に1回とする。ただし、必要に応じて、最大3カ月程度の延長を可とする。

② 時間

通所は1回120分程度（送迎時間は除く）、訪問は1回40分程度とする。

③ 定員

1会場あたり、毎月37人程度の利用者を受け入れること。利用者数は増減する可能性がある

ため、37人を超える場合も発注者と協議の上、可能な限り対応すること。

④ クラス設定

下記の基準にあわせて、受注者において設定する。

- ・週4日以上で開催とする
 - ・開催時間の重複は認めない
 - ・開催するクラス数は、1週間で6クラス以上とする
 - ・1クラスの利用者数は、5人～10人の間で適切な人数を設定する
 - ・開催時間には午前午後含め、どちらかに偏らないように設定し、対象者が受講しやすいよう配慮する
 - ・午前開催枠の開始時間は、午前9時30分から午前10時30分までとする
 - ・午後開催枠の開始時間は、午後1時00分から午後2時30分までとする
- ＊対象者が利用する会場は発注者が調整し決定する。

⑤ 場所・設備

受注者において実施可能な場所を準備する。

利用者が運動できる面積を確保する（1人3㎡を目安）。

⑥ 利用料

無料とする。

7. 業務詳細

(1) 豊中のはつらつ教室の運営・実施

①利用開始時訪問

利用者の自宅を訪問し、利用開始前に以下の内容を実施すること

(ア)生活課題・各種心身機能の評価

(イ)目標設定・合意形成

(ウ)同意書の取得

(エ)対象者であるか確認し、利用困難な場合には、適切なサービスに繋がるよう関係機関と連携

②教室の運営・実施

(ア)生活機能を改善し、可能な限り自立した生活を送ることを達成するための個別プログラムの実施

(イ)複数人で行える運動の実施（個別プログラム実施中、待機の方に向けて）

(ウ)自立支援に向けた取組みの実施（例：はつらつ手帳の活用、目標の設定、ホームプログラムの作成・指導、終了後も運動が継続できるツールの作成、地域資源の情報提供等）

(エ)とよなかパワーアップ体操の実施

(オ)介護予防・自立支援に関する講話の実施

(カ)体力測定（TUG、5回立ち上がり、握力、片足立位）、身体計測（BMI）、後期高齢者質問票等

＊開始時・終了時は必須。中間は状況に応じて受注者において判断。

(キ)健康状態の把握（毎回のバイタルチェック、問診等）

(ク)送迎の実施（市内全域）

(ケ)豊中はずらつ教室利用後の社会資源とのマッチングなどのコーディネート

（２）体力測定会の運営・実施

(ア)毎月４回、教室卒業者に対し実施する。なお、利用者ひとりにつき、利用は月１回とし、期間
は卒業後半年間を原則とする

(イ)対象者への参加案内・参加受付（対面または郵送・電話等で案内）

(ウ)体力測定（TUG、５回立ち上がり、握力、片足立位）、身体計測（BMI）、後期高齢者質問票、
その他

(エ)健康状態の把握（毎回のバイタルチェック、問診、その他）

(オ)歩行計測（NEC歩行計測システム）

(カ)希望者への送迎の実施（市内全域）

(キ)セルフケアのモニタリング（はずらつ手帳の確認）、自立支援の指導、地域資源の紹介

(ク)モニタリングの場として、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター職員にも開催案内を行
う

（３）（１）及び（２）に付帯する業務

①カンファレンスの実施

毎月、次月開始利用者と開始２か月目時点の利用者の進捗状況（身体機能・生活課題・卒業の
方向性等）、サービスの運営状況、課題解決に向けた取組みに関して、発注者とともに月１回の
カンファレンスを行う

②利用者リスト等の提出

下記書類を発注者に提出すること。

書類等の種類		提出時期等	様式等
利用者リスト		実施月の前月末まで（毎月）	指定様式あり
カンファレンス報告書		カンファレンス後５日以内（利用者ごと）	指定様式あり
通所完了 報告書	モニタリング報告書	利用終了翌月１０日まで（利用者ごと）	指定様式あり
	測定データ報告書	※担当ケアマネジャーがいる場合、別途 モニタリング報告書を郵送等で送付する	指定様式あり
体力測定 会完了報 告書	参加報告書	終了翌月１０日まで	指定様式あり
	測定データ報告書		
業務実績報告書※		年に３回提出	指定様式なし

	年度末には当該年度を通じた総括を含む	
--	--------------------	--

※分析結果・課題抽出と改善策を提示すること。業務実績には、プログラム完遂率、給付サービスからの卒業率、通いの場移行率、各種体力測定結果前後比較を含むものとする。その他の分析項目や分析手法には指定なし)

③担当者全体会議への参加

年に3回程度、発注者・受注者の担当者にて、実績報告・課題共有・意見交換等を目的とした全体会議への参加

④その他必要な業務

その他必要な業務が生じた場合、発注者と協議のうえ業務を行う

8. 従事者の配置

原則、利用者8人以下に対し下記の従事者を配置すること。体力測定会実施時も同一の配置基準とする。

職種	業務内容	条件	必要人数
リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）	教室の運営管理・個人の状況に応じた指導、訪問指導	介護予防事業等の実務経験を3年以上有する者、もしくは同等の技能知識を有すると発注者が認めたもの	1人以上 ※原則、常勤とする。ただし、非常勤であっても代表となる者が会議・カンファレンス等に出席可能な場合は可とする
介助する者 (資格は問わない)	教室におけるプログラムの介助等	医療・介護・福祉業務等の実務経験を有する者	1人以上
福祉専門職（社会福祉士、生活支援コーディネーター等 必ずしも資格は問わない)	利用者に対し、福祉に関する相談、地域資源紹介等	豊中市の地域資源紹介（インフォーマル）や総合相談支援の知識・経験を有する者	1人以上 ※介助する者との兼務も可 ※週2回程度の勤務でも可

※1教室あたり全体で4人以上を配置、利用者9人以上の場合は全体で5人以上を配置すること。

※従事者の配置に示す職種の確保が困難な場合には、発注者との協議を行ったうえで、当該事業を担える他職種による代替を例外的かつ一時的に認めるものとする。但し、その場合、事業者は早急に上記の配置を満たすよう職員確保に努めるものとする。

※所属施設内の他事業等との兼務可。

※従事者には適宜、研修等を実施し、資質の向上に努めること。

9. 委託料

(1) 委託料には、人件費、賃借料、送迎費、教材費、通信運搬費、保険料等、事業実施に係る経費の全てを含む。

(2) 受注者は、業務実績報告書及び添付資料が発注者の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求できる（3 カ月ごと）。発注者は、受注者から業務委託料の支払い請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

10. 安全管理体制

安全管理体制を整え緊急時等に対応すること。

- (1) 感染症対策を講じること。
- (2) 高齢者の身体及び精神特性や健康について十分配慮して教室を運営すること。
- (3) 受注者は、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを作成し、事業開始前までに発注者に提出すること。
- (4) 事故発生時は安全管理マニュアルに沿って適切に対応すること。
救急搬送を要し、同乗が必要な場合は受注者が同乗し、対応すること。その後の教室運営に関しては、安全に実施可能な内容に置き換えて継続すること。
また、事故の概要を発注者に口頭で速やかに報告するとともに、追って事故報告書を提出すること。事故報告書の様式は任意とする。
- (5) 地震、火災等の災害発生時は、施設管理者の指示に従い対応すること。

11. 秘密の保持及び個人情報保護

- (1) 個人情報の保護に関する取扱い基準を定め、秘密の保持及び個人情報の保護に必要な措置を講じること。利用者の個人情報に関する書類及び電子データの管理については、受注者の法人事務所内に適切な保管場所を定め、個人情報の漏洩等がないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

12. 豊中はずらつ教室及び体力測定会の中止

(1) 中止基準

(ア) 気象警報が発表されている場合

教室の実施日、豊中市に特別警報が発表されている場合、及び「暴風警報」の気象警報が発表されている場合は、当日の教室は中止する。

(イ) 震度5以上の地震が発生した場合

教室の実施日の前日又は当日に震度5以上の地震が発生した場合は、当日の教室は中止する。

(ウ) その他、やむを得ない事由により、教室の実施が難しいと判断した場合

(2) 利用者への説明、連絡等

中止基準について利用者に説明を行うこと。教室の実施が難しいと判断して中止する場合は、受注者は利用者に対してその旨を電話連絡するとともに、やむを得ない事由により、中止する場合のみ会場に出務し、来所した利用者に対応すること。

(3) 中止した場合の対応

中止した場合、原則代替日に振り替えること。

13. 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託、又は請け負わせないこと。

- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得ること。
- (3) 受注者は、前項により業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、その第三者に本委託業務の契約に基づく一切の義務を遵守させること。また、発注者に対して、その第三者のすべての行為及びその結果について責任を負う。
- (4) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

1 4. その他

- (1) 受注者は、契約期間を通じて当該業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、発注者からの問合せに対して、速やかに対応できる連絡先や体制を確保すること。
- (2) 発注者は適宜、教室に立ち会うことができる。
- (3) 発注者は監督、指導を行うことができる。また、発注者は受注者に対し、必要と認められる場合には、教室の内容変更などを求めることができる。
- (4) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、発注者・受注者間で協議の上、決定するものとする。

別添＜エリア表＞

令和6年（2024年）4月1日現在

（単位：人）

エリア	校 区	高齢者人口	計	エリア	校 区	高齢者人口	計
北東エリア	北 丘	2,420	27,318	北西エリア	桜井谷	2,520	26,763
	東 丘	2,857			桜井谷東	2,760	
	西 丘	2,149			刀根山	3,754	
	南 丘	2,954			大 池	3,686	
	新 田	2,178			螢 池	2,696	
	新田南	2,134			箕 輪	1,931	
	北緑丘	2,545			克 明	3,028	
	少 路	2,580			桜 塚	2,409	
	野 畑	2,976			上 野	3,979	
	東豊台	2,285					
	東豊中	2,240					
南東エリア	東泉丘	1,614	25,255	南西エリア	原 田	3,171	25,655
	熊野田	2,660			豊 島	3,630	
	泉 丘	2,851			豊島北	2,776	
	南桜塚	2,932			豊島西	2,176	
	寺 内	1,921			庄内さくら	7,442	
	緑 地	2,645			庄内南	2,589	
	北 条	2,344			庄内西	2,061	
	小曾根	1,720			千 成	1,810	
	高 川	1,617					
	豊 南	1,855					
	中豊島	3,096					

